

中国刑法改正における最新の動向

——2015年の「刑法修正案(九)」について——

張 開 駿^{*}
監 只 木 誠^{**}
訳 頼 勇 巨^{***}

目 次

- 訳者はしがき
- 一 はじめに
- 二 本改正の議題
- 三 本改正の特徴
- 四 本改正の検討
- 五 結びに代えて

訳者はしがき

本稿は、2016年2月16日に中央大学多摩キャンパスにおいて行われた、日本比較法研究所客員研究員・上海財経大学法学院講師張開駿氏の講演の原稿である。中国では、2015年8月29日にいわゆる「刑法修正案(九)」が立法機関によって可決、同年11月1日に施行され、その間に、中国の最高人民法院、最高人民検察院によって、司法解釈が公表された。この司法解釈

* 上海財経大学法学院講師
** 所員・中央大学法学部教授
*** 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

によって「刑法修正案(九)」の効力の始期が規定され、改められた犯罪行為や新たに規定された犯罪行為の罪名が確定している。本講演においては、同改正の内容を紹介するとともに、あわせて、中国刑法改正における最新の動向を踏まえつつ若干の検討が展開されたが、本稿はそれらを詳細に論じるものであり、中国刑法の現在を伝えて貢献するところ大であるといえよう。

一 はじめに

中華人民共和国における最初の「刑法典」は、1979年に発布された。それは、1997年の全面的な改正を経て、いわゆる「新刑法」と称されるようになった。その後、1998年に「全国人民代表大会常務委員会が外貨をだまして買い、あるいは、不法に貯金し、または、不法に売買する犯罪の処罰に関する決定(全国人民代表大会常務委員会关于惩治骗购外汇、逃汇和非法买卖外汇犯罪的决定)」という刑罰法規の単行法¹⁾が発布された。そして、1999年より刑法の修正案が相次いで発布されるようになった。現在、中国刑法においては、付屬刑法規範²⁾は含まれず、刑罰法規の単行法も一つしか存在しない。刑法改正は基本的に修正案の形によって行われている。中華人民共和国においては、刑罰法規の一体性と完全性が維持されているのである。

2015年8月29日に、いわゆる「刑法修正案(九)」が立法機関によって可決され、同年11月1日に施行された。そして、最高人民法院、最高人民檢察院によって、司法解釈が公表された。この司法解釈によって、本改正が効力をもつ始期が規定され、改められた犯罪行為や新たに規定された犯罪行

-
- 1) 単行法とは、例えば、日本法においては、暴力行為等処罰ニ関スル法律をいう。
 - 2) 付屬刑法規範とは、例えば、日本法においては、道路交通法のような行政刑法をいう。

為の罪名が確定した³⁾。

「刑法修正案(九)」の構想を様々な側面から考察すると、それは、2011年の「刑法修正案(八)」を継受しつつ、部分的に発展させたものだと考えられる。例えば、死刑が科されうる罪における死刑という法定刑の削除、死刑の適用の制限、自由刑の引き上げ、保安処分の完備、処罰範囲の拡大、刑法の法益保護機能の強化などがあげられる。

以前の「刑法修正案(八)」においては、はじめて「新刑法」の総則の改正が行われた。これを通じて、刑法における食品・薬品・交通安全・環境資源の保護が強化された。ほかにも、社会的弱者に関する人権保障の規定によって、刑法における人道主義が強調された⁴⁾。一方で、今回の「刑法修正案(九)」は、中国における直近の刑法改正であるが、「刑法修正案(八)」とは特徴が異なっている。

本稿は、本改正の内容を示したのち、若干の検討を展開するものである。基本的に解釈にかかる問題には立ち入らない。

二 本改正の議題

- 本改正における主な議題としては、
1. テロ活動を厳罰化すること、
 2. サイバー犯罪を厳罰化すること、
 3. 汚職と賄賂を処罰すること、
 4. 死刑を伴う罰条についてその死刑という法定刑を削除し、または、そ

3) 中国の最高司法機関によって公表された司法解釈は法律と同等の効力を有し、起訴状、判決書において引用されうるものであり、法律の理解と適用に指導的な作用を有する。例えば、中国刑法においては、「その金額が比較的多額」、「その金額が多額」、「その金額が非常に多額」、または、「その事情が比較的重要」、「その事情が重大」、「その事情が非常に重大」という要件が存在するところ、その明確な金額の基準、その具体的な事情については司法解釈によって規定されている。

4) 谢望原, 张开骏「宽严相济刑事政策指导下的刑法修正立法—〈刑法修正案(八)〉总评」河北大学学报(哲学社会科学版)2011年4期(2011)1-7頁。

の執行を制限することがあげられる⁵⁾。その他、5. 個人の権利の保護を強化すること、6. 司法の威信と社会秩序を保障すること、7. 社会的信用を保護することも本改正の重要な側面である。

1. 第一は、テロ活動を厳罰化することである。

(1) テロ組織を構成し、統率しまたはそれに参加する罪について、財産刑が強化された。すなわち、犯人の財産を没収する付加刑が新たに規定され、罰金を併科することとなった。

(2) 「テロ活動の訓練に資金を提供し」及び「テロ組織、テロ活動の実施又はその訓練のために、構成員を募集し、運送する」罪が新たに規定された。これは「テロ活動幫助罪」と呼ばれる。

(3) 五つの罪が新たに規定された。①「テロ活動を実施するために、凶器、危険物、または他の道具を準備し」、「テロ活動の訓練を組織し、または、積極的にその訓練に参加し」、「テロ活動を実施するために、外国におけるテロ組織、または、その構成員と連絡し」、「テロ活動を実施するために、策動し、または、他の予備を」行うことを犯罪化する「テロ活動予備罪」、②「テロリズム、極端主義(いわゆる過激派の思想)を宣伝する図書、音声(放送)、動画(放送)の電磁的記録、若しくは、他の物を制作、頒布することによって、または、講義し、情報を公表すること等の方法によって、テロリズム、極端主義を宣伝し、または、テロ活動をせん動」することを犯罪化する「テロリズム、極端主義を宣伝し、テロ活動をせん動する罪」、③「極端主義を用いて群衆を、国家の法律によって成立した婚姻、確立された司法、教育、社会の規制等の制度の実施を破壊するようにせん動、脅迫」することを犯罪化する「極端主義を用いて法律の施行を破壊する罪」、④「暴力、脅迫等の方法を用いて他人を公共の場でテロリズム、極端主義を宣伝する衣服、目印を身につけさせ」ることを犯罪化する

5) 李适时, 「关于〈中华人民共和国刑法修正案(九)(草案)〉的说明」, 中国人大网, http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyz/2014-11/03/content_1885123.htm, (2015. 09. 18)

「テロリズム、極端主義を宣伝する衣服、目印を身につけさせる罪」、⑤「テロリズム、極端主義を宣伝する図書、音声、動画の電磁的記録、若しくは、他の物を明らかに知り、それを不法に所持し、その事情が重大である」場合を犯罪化する「テロリズム、極端主義を宣伝する物の所持罪」が、それである。

(4) 「他人が……テロリズム、極端主義の犯罪行為を犯したことを明らかに知り、司法機関がその者にその事情を取調べ、その証拠を捜査するときに、それらの提供を拒否し、その事情が重大である」場合における犯罪行為が新たに規定された。罪名は「スパイ犯罪、テロ犯罪、極端主義犯罪の証拠を提出することの拒否罪」に変更された。

(5) 「テロ組織に参加し、テロ活動の訓練を受け、または、テロ活動を実施する」ために、不法に国境（辺境）を越える罪を犯した行為に関して、その法定刑が引き上げられた。

本改正によって中国刑法におけるテロ活動の規制が、あらゆるテロ犯罪行為やその関連行為に及ぶことになった。よって、中国におけるテロ犯罪に関する刑事処罰は全面的なものとなり、間隙は失われた。これは、歴史的にあって過去に例を見ない、広範囲にわたる新たな規制といえよう。

2. 第二は、サイバー犯罪を厳罰化することである。

(1) 以下の罪が新たに規定された。すなわち、①「情報ネットワークの安全管理義務の履行を拒否することに対する罪」、②「情報ネットワークに関する犯罪の幫助罪」が追加された。情報ネットワークのサービス提供者に刑事法上の義務が課されることになる。つづいて、③「情報ネットワークの不正使用罪」が追加された。情報ネットワークを用いた詐欺などの活動、または、インターネットを用いて不法の犯罪情報を頒布する行為が処罰されるようになった。ほかにも、④「虚偽の情報を捏造し、故意に伝播する罪」が追加された。いわゆる「インターネット上の噂」の捏造、伝播行為が処罰されることになった。

(2) 既存の電子計算機情報システムに関する犯罪について、法人・団体

という犯罪主体が新たに規定された。確かに、情報ネットワークを用いて罪を犯したり、ハッカーのような情報ネットワークに罪を犯すということは、インターネット時代にはじめて生じた犯罪であって、刑法による規制の必要性も認められる。しかしながら、それと同時に注意すべきは、情報ネットワークを規制することにより生まれる悪影響である。情報ネットワークを通じて人々の学習、仕事、生活などの各方面に極めて大きな利便性がもたらされ、人々はネットワーク・プラットフォームにおいて大きな言論の自由を享有しており、情報ネットワークにより、情報の開示や民主も促進されているところである。また、情報ネットワークの技術とそのサービスは中立性を有するものである。刑罰は「諸刃の剣」である（イエーリング）ため、法規制は慎重に行うべきである⁶⁾。

3. 第三は、汚職と賄賂罪を処罰することに関係する。

(1) 汚職罪の刑罰が改正された。刑を減輕する方向での改正と加重する方向での改正が同時に存在する。量刑の幅がより広くなり、その基準がより概括的になり、その事情がより多様になり、より弾力的に汚職を処罰することができるようになった。その詳細はつぎのとおりである。①従来の、量刑基準となる明確な金額の規定（5千元未満、5千元以上5万元未満、5万元以上10万元未満、10万元以上という4段階）が、概括的な金額と量刑事情の組み合わせによる選択可能的な規定（その金額が比較的多額またはその事情が比較的重大な場合、その金額が多額またはその事情が重大な場合、その金額が非常に多額またはその事情が非常に重大な場合という3段階）に変更された。②「その事情が非常に重大な場合に、死刑に処し、その財産の没収を併科する」という絶対的法定刑が、「その金額が非常に多額であり、かつ、国家と国民の利益に非常に重大な損害を加えた場合に、死刑、または、無期懲役に処し、その財産の没収を併科する」とい

6) 车浩「刑事立法的教义学反思—基于〈刑法修正案(九)〉的分析」法学2015年10期（2015）12-13頁。

う相対的法定刑に変更された。③「公訴が提起される前に自己の犯罪事実を告げ、真摯に悔悟し、その不正な金銭を積極的に返却し、その損害を避け、その損害が減少するときに」、その金額が比較的多額またはその事情が比較的重要な場合に当たれば、「軽く処罰し、または、その刑を減輕し、若しくは、免除することができる」、と規定された。一方で、その金額が多額もしくはその事情が重大な場合、または、その金額が非常に多額もしくはその事情が非常に重大な場合に当たれば、「軽く処罰することができる」と規定された。真摯に悔悟し、その不正な金銭を積極的に返却するなどの酌量の情状は、中国刑法においてはじめて規定された（ただし、これは司法解釈の中ではよくみられていたものである）。④「その金額が非常に多額もしくはその事情が非常に重大な場合」に当たり「死刑の執行猶予の言渡を受ける者に対して、人民法院がその犯罪事情に基づいてその執行猶予が二年期間を経過したときには、その刑を無期懲役に減輕すると同時に、減刑⁷⁾・仮釈放ができない終身刑を言い渡すことができる」とされた。終身刑は中国刑法においてはじめて規定されたものである。ここにいう終身刑とは独立の刑種ではなく、「無期懲役」に属するものである。そして、「減刑・仮釈放ができない」終身刑はまさに中国語の無期懲役の「無期」という言葉にふさわしいものといえる。実際のところ、中国の大多数の事案において、無期懲役は、その執行期間に減刑・仮釈放によって有期懲役とされ、単に「刑期が比較的長い有期懲役」に過ぎないものとなっている。それゆえ、終身刑は実際には特別の無期懲役であり、その執行措置の一種といえる。終身刑に関する私見は後述箇所（四、2、(2)）を参照。

(2) 贈賄罪について、「贈賄を行った者が刑事訴追を受ける前に積極的にその贈賄行為を告げる場合」、その刑を減輕できる幅が制限された。従来の「その刑を減輕し、または免除することができる」という規定が、「軽く処罰し、または、その刑を減輕することができるが、そのうち、その犯罪事情が比較的軽く、重大な事件の捜査に決定的な作用を果たし、ま

7) 減刑とは日本刑法における減輕に相当する。

たは、明確な功績を果たしたという事情がある者に対して、その刑を減輕し、免除することができる」という規定に変更された。贈賄に対する抑止力が期待されるところである。

(3) 「影響力のある者に対する贈賄罪」が新たに規定された。贈賄罪に関する刑事法の受け皿が強化された。

(4) 「法人・団体に対する贈賄罪」, 「あっせん贈収賄罪」, 「法人・団体がなす贈賄罪」に関して、罰金刑が強化された。

4. 第四は、死刑を伴う罰条についてその死刑という法定刑を削除し、または、その執行を制限することである。

(1) 死刑が規定されている9個の罪に関して、その死刑という法定刑が削除された。今日、中国刑法には死刑が付く罪は、ほかに46罪存在する⁸⁾。犯罪全体の1割ほどにあたる。本改正は、「刑法修正案(八)」において死刑が科される13個の罪における死刑が削除されたことに次いで、法改正史上2番目に、死刑を削除した修正案である。現在、中国における死刑への対応策は、「死刑を留保しつつ、その執行を極めて抑制的に、慎重に適用する」ことである。暫く死刑を撤廃しないものの、誤審による死刑の執行を防止するということである。研究者の共同意見によれば、死刑は、生命侵害を伴う人身・財産に対する犯罪、社会における公共の安全を危殆化する犯罪、国家の安全と軍事上の利益を危殆化する犯罪にのみに導入されるべきであろう、とされている。汚職・賄賂罪における死刑については、中国の状況に照らしたうえ、暫く留保すべきだという立場と、ただちに撤廃すべきだという二つの立場がみられる⁹⁾。

(2) 死刑の適用を制限する方向での改正がなされた。その詳細はつぎの

8) 死刑が規定されている罪には、故意傷害罪など、人身・財産を侵害する犯罪（計6個）や、国家の安全と軍事上の利益を危殆化する犯罪（計19個）、他に、汚職罪、収賄罪など（計21個）が存在する。

9) 钱叶六「貪賄犯罪立法修正釋評及展望—以〈刑法修正案(八)〉为視角」苏州大学学报（哲学社会科学版）2015年6期（2015）101-102頁。

とおりである。①死刑の執行猶予の言渡を受けた者について、その死刑の執行の最低条件が引き上げられた。すなわち、従来、50条1項で規定されていた「故意犯を行った事実が認められた場合」という条件が、「故意犯を行い、その事情が悪質な場合」に変更された。したがって、50条1項によれば、死刑の執行猶予の期間に「故意犯を行い、その事情が悪質な場合」に、最高人民法院の許可を得た後、死刑を執行することができる、ということになる。一方で、故意犯を行い、その事情が悪質でない場合には死刑は執行されない。②一部の犯罪の加重類型に、絶対的法定刑である死刑しか科されていないかつところ、その加重刑が「死刑、または、無期懲役」という相対的法定刑に変更された。

以上の改正を通じて、中国における死刑制度の改革と人権事業の発展が促されると同時に、他の刑罰制度の変革が間接的に促進された。

5. 第五は、個人の権利の保護を強化することである。

(1) 女性に対する強制わいせつ・侮辱罪における「女性にわいせつ行為をし、または、侮辱した者」という要件が「他人にわいせつ行為をし、または、女性を侮辱した者」に変更された。罪名は「強制わいせつ・侮辱罪」に変更された。また、男性に対するわいせつ行為が犯罪化された。これは中国における社会の発展に必要とされるものであるということにとどまらず、世界における立法の潮流に対応するものでもある。男性の性的自己決定権をより保護するために、今後は強姦罪における客体を男性にも拡げる改正が必要であろう。これによって刑法における平等原則が具体化されるのである。

(2) 国民の個人情報を販売し、不法に提供する罪、及び、国民の個人情報を不法に取得する罪が「国民の個人情報を侵害する罪」という一罪に変更された。従来の行為主体に関し、身分を制限する規定が削除された。そして、加重的な法定刑が新たに規定された（法定刑の上限が3年の有期懲役から7年の有期懲役に引き上げられた）。

(3) 「被後見人、被看護人に対する虐待罪」が新たに規定された。すな

わち、「未成年者，老年者，病者，身体障害者等に監護，看護する責任のある者による，これらの被後見人，被看護人を虐待する行為であって，その事情が悪質な」行為が犯罪化された。

(4) 一部の犯罪被害者に対して権利の救済を強化する改正がなされた。例えば，侮辱罪や名誉毀損罪において「情報ネットワークを通じて第1款¹⁰⁾の行為がなされた後，その被害者が人民法院に告訴を提起するときに，その証拠を提出することが確実に困難である場合には，人民法院は公安機関にその協力を要求することができる」とされた。また，虐待罪はいわゆる「告訴がなければ，受理しない」親告罪であり，その性質に変わりはないものの，本改正によって，「ただし，被害者に告訴の能力が欠けており，または，強制，威嚇を受けたために告訴ができない場合は，この限りでない」というただし書きが規定された。

6. 第六は，司法の威信と社会秩序を保障することである。

本改正によって，「虚偽告訴（民事訴訟を含む）の罪」が新たに規定されたほか，判決，決定の執行の拒否罪においてその法定刑が引き上げられた。そして，法人・団体である犯罪の主体が追加され，「非公開の事件に関する情報の漏示罪」，「非公開の事件に関する情報の開示，報道罪」が新たに規定され，法廷秩序の騒乱罪における行為の客体及び類型が設けられた¹¹⁾。以上の法改正を通じて司法業務妨害罪の適用範囲が拡大され，刑罰

10) 日本法における「項」に相当する。

11) 改正前は，「多衆で集合して法廷において騒乱し，法廷に衝撃を与え，または，司法職員を殴打し，法廷の秩序を深刻に妨害した者は，三年以下の有期懲役，拘留，管制または罰金に処する」という規定であった。改正後は，「次のいずれかに該当する法廷の秩序を妨害する行為をした者は，三年以下の有期懲役，拘留，管制または罰金に処する。一．多衆で集合して法廷において騒乱する行為。二．司法職員または訴訟に係る者を殴打する行為。三．司法職員または訴訟に係る者を侮辱し，その名誉を毀損し，威嚇し，法廷の禁止命令に従わず，法廷の秩序を深刻に妨害する行為。四．法廷の設備を損壊し，訴訟に関する書類，証拠物を強奪，損壊すること等の法廷の秩序を妨害する行為で，その

が引き上げられた。

法廷秩序の騒乱罪における改正をめぐる争いは、比較的大きなものである。特に弁護士会によって強く批判が加えられている。本改正は司法職員を保護するにとどまるものではないし、もっぱら弁護士を保護するために設けられたものでもない。すなわち、司法職員や弁護士の権利は法廷秩序を保護すると同時に付随的に保護されるに過ぎない。しかしながら、改正の背景及び現在の中国における司法をとりまく環境を考慮すれば、濫用される可能性は否定できないであろう。「棒によって打たれるのは弁護士である」¹²⁾。その改正によって、弁護人が処罰されるリスクが高められ、弁護権の行使も抑えられた。刑法の施行は実際に法律制度と社会の環境による影響をうける。これはまさに刑法改正を行うときに考慮されるべきものである¹³⁾。

他に、本改正によれば、「国家機関の業務の秩序を妨害する罪」、「不法に多衆で集合する行為を組織し、または、それに資金を提供する罪」などの罪が新たに規定され、社会秩序の管理が強化された。

7. 第七は、社会的な信用を保護することである。

(1) 住民の身分証を偽造、変造したうえ、それを売買する行為、及び、旅券、社会保険カード、運転免許証等の、法律により身分の証明に使える証明書を偽造、変造、売買する犯罪行為が新たに規定された。これは「身分証明書の偽造、変造、売買罪」と呼ばれる。

(2) 「虚偽の身分証明書、他人の身分証明書の使用罪」、すなわち、「国家の規定により、身分証明書を提供すべき行事に、偽造、変造した、または他人の住民の身分証、旅券、社会保険カード、運転免許証等の、法律により身分の証明に使える証明書を用了者、その事情が重大な」犯罪行為

事情が重大な場合。」という規定となった。

12) すなわち、実際に処罰されるのは弁護士「のみ」であるということである。

13) 叶良芳「扰乱法庭秩序罪的立法扩张和司法应对—以〈中华人民共和国刑法修正案(九)〉第37条为评析对象」理论探索2015年6期(2015)105-112頁。

が新たに規定された。

(3) 試験における不正行為が犯罪化された。そこでは、「組織的に試験の不正行為をする罪」、「不法な試験問題、その解答の販売、提供罪」、「替え玉受験罪」という三つの罪がある。

三 本改正の特徴

本改正の特徴として、以下の点があげられる。すなわち、1. 犯罪の成立範囲を拡大すること、2. 各則の改正に重点を置くこと、3. 法人・団体の処罰範囲を拡大すること、4. 法益保護を早期化すること、5. 犯罪者の処遇と個別の犯罪における刑罰に関する改正を行ったこと、6. 世論を反映することである。これらの側面から、中国刑法の将来への動向がうかがえるであろう。それぞれの概略はつぎのとおりである。

1. 第一は、犯罪の成立範囲を拡大することである。

本改正において、死刑が科される罪における死刑という法定刑が削除されたり、その執行が制限されたり、一部の罪において刑罰を減軽する可能性が規定されたが、それ以外の大部分においては、新たに犯罪が規定されたり、刑罰の加重が行われたり、新たに犯罪行為が規定されたほか、元来の犯罪行為の行為態様と行為の客体が拡大された。一部の犯罪においては、成立要件がよりゆるやかとなったり、行為の主体となりうる者が拡大されたり、法定刑が引き上げられたり、刑種が拡張されたり、減軽の可能性が狭められたり、刑罰の執行方法が厳しくなり、犯人の処遇措置が新たに規定されたりした。

中国においては、一部の学者が、刑法改正の頻度が多いことや処罰範囲の拡大化に疑念を向けている¹⁴⁾が、中国の目下の社会の背景に照らせば、

14) 楊兴培「刑法修正案(九)の得与失」檢察风云2015年20期(2015)33頁。于志刚「刑法修正何时休」法学2011年4期(2011)13頁。黄伟明「刑法修正向何方?」山东警察学院学报2008年6期(2008)15頁。

将来の20～30年の間には、おそらく「適切な範囲内で犯罪の成立範囲を拡大する」傾向は継続するであろう。その理由には以下の点があげられる。例えば、新たな技術（例えば、オンラインによる技術発展）や外国における情勢の変化（例えば、テロリズムの浸透）に伴って、新たな犯罪行為が生じ、犯罪被害が深刻化することが予想されるのである。国民の権利意識の台頭に伴って、権利保護を強化する新たな犯罪類型（例えば、情報の保護に関する犯罪）の必要性も唱えられている¹⁵⁾。また、他国における軽度の犯罪や違警罪が、中国においては、その多くが、行政法上の違法行為として処罰されている。元来、中国における犯罪の処罰範囲は限定的であったため、これらの軽罪に関する他国の刑法体系が、中国の刑事立法に与える影響に注視する必要がある。

2. 第二は、各則の改正に重点を置いたことである。

「刑法修正案(九)」には、計52箇条の改正が存在する。そのうち、4箇条のみが刑法総則に関する改正であり、他の改正は、そのすべてが刑法各則における犯罪成立要件と効果に関するものである。各則における改正は、主として、「公共の安全を危害する罪」、「国民の人身の権利・民主の権利の侵害罪」、「社会秩序の維持の妨害罪」と「汚職・賄賂罪」などの章に集中している。新たに規定された犯罪は、計20個あり、1個の犯罪（幼女の買春罪）は、削除された。犯罪の要件が変更されたものもあり、それによって、一部の罪名と罪数に変化が生じることになった（従前の11個の犯罪が9個の犯罪に変更された）。例えば、302条の要件である「死体を窃盗、侮辱した者」が「死体、骸骨、遺骨を窃盗、侮辱、故意的に毀損した者」に変更された。元の罪名である「死体の窃盗、侮辱罪」が「死体、骸骨、遺骨の窃盗、侮辱、故意毀損罪」という罪名に変更された。他方、刑罰に関して、いくつかの犯罪において罰金または財産の没収が新たに規定され

15) 周光权「〈刑法修正案(九)〉(草案) 的若干争议问题」法学杂志2015年5期(2015) 83頁。

た。特徴的なのは、職業の禁止、減刑、仮釈放ができない終身刑がはじめて規定されたこと、そして、いくつかの量刑事情が個別の条文において成文化された、ということである。

3. 第三は、法人・団体の処罰範囲が拡大化されたことである。

「単位」(本稿では法人・団体で翻訳される)または法人が社会や経済に影響を及ぼす場合、我々に危害をもたらす可能性がある。この危険性を無視することはできず、刑事上の対応が求められるものである。中国以外においては、「一般的には刑法又は刑罰に類似する方法によって法人の活動を規制する傾向が見られ」、そして、「法人に関する処罰範囲は絶えず拡大している」¹⁶⁾。中国刑法においては、法人・団体が負担する刑事責任の範囲、及び、法人・団体犯罪の処罰原則は、明文化されている。すなわち、中国刑法30条によれば、「会社、企業、公営企業、機関、団体が社会を危殆化する行為を実行し、その行為が法律により、法人・団体¹⁷⁾犯罪として規定される場合において、その者は、刑事責任を負う」と規定されている。中国刑法31条によれば、「法人・団体が罪を犯した場合に、その法人・団体に罰金を科し、それに直接責任のある管理者と他の直接責任のある職員も刑罰に処する。本法の各則または他の法令に特別の規定があるときは、その規定による」と定められている。

本改正によって、法人・団体犯罪につき、計13箇所において変更が加えられた。一方、新たに規定された犯罪の7箇所において、法人・団体犯罪が規定された。また、現行法における6箇所、法人・団体犯罪の行為主体が新たに規定された。改正後の中国刑法における団体・法人犯罪の数は、177個であり(もっとも、明文で主体の限定がなされていない個別の罪について、法人・団体を処罰する可能性があるかどうかについては争いがある)、中国刑法における犯罪の約37%を占めている。法人・団体犯罪

16) 黎宏『単位刑事责任论』(清华大学出版社, 2001) 143-148頁。

17) 原文は「単位」である。以下同じである。

の処罰範囲を拡大することは将来の中国における刑法改正の一つの動向である。

4. 第四は、法益保護を早期化したことである。

テロリズムは全世界の共通の敵になっており、人間の生存利益に対しても脅威を及ぼすものである。その一方で、交通、医療、食品、環境、科学技術などの領域における安全問題も次々に出現しており、社会におけるリスクが大きくなりつつある。法益保護の早期化はまさに現在の刑事立法の世界の潮流の一つであるし、中国における刑法改正の重要な特徴の一つでもある。それが抽象的危険犯に関する新たな規定に現れている。例えば、本改正によれば、テロリズム・極端主義についての犯罪に関して、刑事法の受け皿が確保されたほか、多くのテロ活動の予備行為が独立の犯罪として規定され（予備行為の犯罪化）、そして、抽象的危険犯として犯罪化された。他に、スクールバスやバスの積載超過行為、スピード違反行為も犯罪化された。これも抽象的危険犯の立法例の一つである。

5. 第五は、犯人の処遇と個別の犯罪における刑罰に関する改正を行ったことである。

(1) まずは、犯人の処遇を新たに規定したことである。「職業禁止」が新たに規定された。すなわち、「職業の利便性に乗じて罪を犯し、または職業の特定義務に違反して罪を犯した者に対して、その刑罰を言い渡すときに、人民法院はその犯罪事情と再犯の予防のために、その刑の執行が終わった日、または、仮釈放された日から関係職業に従事することを禁止することができる。その期間は三年以上五年以下とする」とされた。この職業禁止は保安処分に属するものである。その目的は特別予防にある¹⁸⁾。これは「刑法修正案(八)」において規定された社会内処遇と禁止命令を受け継

18) 「全国人大常委会办公厅新闻发布会文字实录」, 新华网, <http://www.xinhuanet.com/politics/zhibo/20150829B/index.htm>, (2015. 10. 19)

いだものであり¹⁹⁾、中国政府が犯人の処遇の措置について選択肢をより一層増やしたものである。これも将来における中国刑法の改正の動向の一つである。

(2) 部分的な量刑事情が個別に成文化された。そして、減刑、仮釈放ができない終身刑も新たに設けられた。これらは汚職罪の刑罰に関する改正である。

(3) 一部の犯罪において絶対的法定刑が削除された。その一方で、ごく少数の罪名で、ある特別の種類について絶対的法定刑(唯一の刑種と確定的な軽重)が規定された。例えば、身の代金目的略取等の罪に関して、「略取された者を死亡させ、または、その者を殺した場合に、死刑に処し、その財産の没収を併科する」とされた。汚職罪に関して、「その事情が非常に重大な場合に、死刑に処し、その財産の没収を併科する」とされた。戦時デマを流して人々を惑わす罪に関して、「その事情が非常に重大な場合に、死刑に処することができる」とされた。本改正によって以上の三つの罰条が変更された。前二者が相対的法定刑(「死刑、または無期懲役に処する」)に変更された。これは、異なる事情に照らして、より公正に刑罰を量定すること、及び、死刑の適用の制限に対して有利となるものである。最後の罪に関しては、死刑が削除され、そして、その文言が「無期懲役または十年以上の有期懲役に処する」に変更された。絶対的法定刑の数が減少したことは、まさに刑事立法が科学の進展に適合するように変化することの現れである。

19) 刑法38条、76条と85条によれば、管制的執行期間中、執行猶予の期間中、仮釈放中の犯人を社会内処遇に処する。(一方、2013年に施行された刑事訴訟法258条によれば、「管制、執行猶予、仮釈放または監獄外執行の言渡を受けた者に、法律により社会内処遇を行う。その執行は社会内処遇の機関によって行う」)刑法38条と72条によれば、管制または執行猶予の言渡を受けた者に対して、「その犯罪事情により、刑の執行期間中同時に特定の活動に従事すること、特定の区域、場所に入ることと特定の人と接触することを禁止することができる」。

6. 第六は、世論を反映することである。

(1) 世論によって処罰すべきだと強く要求された行為は明確に犯罪化された。それは、「警察に対する暴力による襲撃行為」、「医療現場の騒乱行為」、被後見人、被看護人に対する虐待などの方面において現れている。例えば、公務執行妨害罪において第5項である「暴力を用いて法律により職務を執行している人民警察を襲撃した」行為が新たに規定され、かつ、「重く処罰」されることになった。また、多衆で社会秩序を騒乱する罪において「多衆で集合して社会秩序を騒乱し、その事情が重大であり、……医療行為が進行できないようにし、重大な損失を生じさせた」行為が犯罪化された。

もっとも、実際には、以上のような改正がなされなくとも、解釈を通じてそれらの行為をそれぞれ公務執行妨害罪、多衆で社会秩序を騒乱する罪に含ませることができる。すなわち、この2箇所の改正は、「余計な」ものである。この改正の意義が少しでも認められるならば、それは、おそらく、犯罪要件の明確性を高め、その威嚇効果を発揮し、刑法の適用に直接の根拠を提供するところに認められるのであろう。中国の実情によれば、司法実務においては、「警察に対する暴力による襲撃行為」、「医療現場の騒乱行為」の刑事責任が追及されることは比較的少ない。この改正を通じてまさに司法実務家に以上のような襲撃、騒乱行為を積極的に対処させることを促すのである。学者によれば本来改正しなくても条文によって解決できるはずであったことに関する「余計な」改正は、まさに刑法改正が法律制度と社会の環境の影響を受けているという事実の反映である。一方で、刑法解釈論には罪刑法定主義上の限界があるため、刑法解釈にその限界を超えるおそれがある場合には、刑法の改正が必要になるであろう。この状況を見ると、やはり刑法の立法論もその重要な価値が存するであろう。

(2) 世論に強く批判された罪が削除された。すなわち、幼女の買春罪に係る罪である。もっとも、幼女の買春行為自体は今なお犯罪として扱われており、それは、別罪での対応である。詳しくいえば、幼女の買春行為が

一律強姦罪の範疇に含まれているわけである。とはいえ、その処罰範囲は、まったく変動しておらず、この改正は、罪名の形式的な変更にとどまるものである。幼女の買春行為を強姦罪で対応することは、当初の刑法規定と司法実務によるものである。その後、立法機関によって、幼女の買春行為が社会に深刻な危害をもたらし、嚴重に抑制する必要があるという理由で、独立の犯罪として規定したという経緯がある。改正後の条文の施行状況に鑑み、その改正は不合理であり、その罪を削除すべきだという意見が圧倒的多数であった。

幼女の買春罪を削除すべきだという根本的な理由は以下の数点があげられる。すなわち、①刑法理論によれば、幼女には性的自己決定権が存在しないため、幼女の買春行為は「14歳未満の幼女を姦淫する行為」であり、「強姦を以て論ず」べきである（236条2項）。中国において強姦罪の保護法益は性的自己決定権とされている。すなわち、中国において性的自己決定権がある女性に対して暴力、脅迫などの方法を用いてその女性の意思に反して性行為をした場合、または、その性的自己決定権が認められていない14歳未満の女性（幼女）と性行為をした場合がともに強姦行為に該当するのである。後者の場合に、その幼女に性的自己決定権がないため、幼女と性交渉するとき、その行為が幼女の性的自己決定権に反するといえよう。そして、幼女をよりよく保護するために、暴力、脅迫などの方法によらなくても、その性的自己決定権に反する推定のみで、その買春客又は幼女と性行為をする者が処罰されうるのである。②幼女の買春罪が存在することは、まさにこのような考え方と矛盾して、幼女の性的自己決定権を認めることになる。また、③幼女の買春罪においてたとえ人を死傷させた加重類型が定められておらず、それらの事情が生じた場合に幼女の買春罪における法定刑は強姦罪より著しく軽いものとなっていたが²⁰⁾、幼女の道徳

20) 従来の条文によれば、「十四歳未満の幼女を買春した者は、五年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する」。そして、強姦罪における法定刑は2種類が存在する。すなわち、一般類型における「三年以上十年以下の有期懲役」及び加重類型における「死刑、または無期懲役若しくは十年以上の有期懲役」である。

観と素行によってその刑事法上の保護とその犯罪行為における抑制力が異なるのは、不当であろう。なぜかという、幼女の買春行為を強姦行為と同一視する立場に踏まえて、幼女の買春罪が存在することは、まさに幼女が売春するか否かによって、その買春客または幼女と性行為をする者の処罰が変わる。したがって、幼女の道徳観と素行によってその刑事法上の保護とその犯罪行為における抑制力が異なるといえよう。④司法実務においても、一般の強姦行為が、幼女の買春罪として誤審され、軽く処罰される可能性が存在する。⑤中国において公務員が幼女を買春した事件が複数起きたため、社会の公憤が引き起こされた。⑥幼女の買春に関する判決によってある意味でその被害者が売春少女を指すことになってしまう。これは、幼女に対する「不名誉」なことだと考えられている。

四 本改正の検討

法改正の背景・任務・構想、技術上の様々な制限、刑法理論の研究成果、実務の経験が未熟であることを理由として、本改正には、若干の不備が認められる。これは、条文の解釈や適用に影響をもたらすものである。

1. 有期自由刑の併合罪の考え方についての改正に誤りが存在する。

本改正により、有期懲役の併合罪に処する場合、制限的加重主義²¹⁾が採られた。有期懲役と拘留の併合罪を科すときには、吸収主義によって有期懲役となり、有期懲役もしくは拘留と管制²²⁾の併合罪を処すときには、併科主義によって有期懲役となり、そのちになお管制を行う必要がある。本改正によって、従来、有期自由刑（管制・拘留及び有期懲役）の併合罪

21) 著者がいう「制限的加重主義」とは、併合罪に処するときに、すべての刑期を加算するのみならず、ある最上限を設けるという原則をさす。日本刑法47条における「その最も重い罪について定めた刑の長期にその2分の1を加えたものを長期とする」という規定はまさにその立法例である。

22) 管制（社会内処遇）とは、中国刑法に定められている最も軽い主刑である。

について採用されていた制限的加重主義が変更された。立法機関はその改正の理由を説明，開示すべきだと考えられる²³⁾。有期自由刑の併合罪について，制限的加重主義を採用することは，大陸法系の刑法においてよくみられる方法である（ただし，国によってその方法は異なる）が，これは，有期自由刑の現状に適うものであって，併合罪に処した結果について，その重さが限定されることになり，比較的公平な帰結に至ると考えられる。それに対して，改正後の規定によれば，以下のような不合理な結果が導かれる。すなわち，有期懲役を科されうる罪を犯す人について，その者が再び他の拘留を言い渡されうる罪を犯すこと，を予防することに不利となってしまうのである²⁴⁾。管制は拘留より軽い刑種である。しかしながら，有期懲役と拘留の併合罪について吸収主義が採られる一方，なぜ有期懲役と管制の併合罪については，併科主義が採られるのか。両者は著しく不均衡であろう²⁵⁾。

2. 汚職罪の刑罰に関する改正の合理性が疑わしい。

汚職罪の刑罰に関する改正について，死刑の適用を制限したことについては賛同できるし，また，社会の進展に照らして量刑の基準を調整したことにも一定の合理性がある。しかしながら，実際に，刑を減輕する改正は刑を加重する改正より多くみられることから，刑を軽くする傾向が明らかに存在するところ，法治国家を建立し，汚職による堕落を減少させるという情勢の下では，なによりも刑を加重することを強調しつつ，犯罪の悪性が具体的に反映しない限り，その厳しさは有限的なものとなり，その軽さによって罪刑均衡のバランスが崩れてしまうと考えられる。

23) 趙秉志，袁彬「中国刑法立法改革の新思维—以〈刑法修正案(九)〉为中心」法学2015年10期（2015）20頁。

24) 例えば，中国刑法において133の1条により，危険運転罪の法定刑は拘留および罰金を併科することである。

25) 駱群「対〈刑法修正案(九)〉中几个条文的商讨」苏州大学学报（哲学社会科学版）2015年6期（2015）79-80頁。

(1) まず、刑罰を減輕または免除する規定に欠陥がある。本改正によって以下の規定が新たに規定されたところである。すなわち、汚職罪を犯して「公訴が提起される前に自己の犯罪事実を告げ、真摯に悔悟し、その不正な金銭を積極的に返し、その損害を避け、減少させるときに」、その金額が比較的多額または量刑事情が比較的重要な場合には、「その者を軽く処罰し、その刑を減輕し、または、免除することができる」。一方で、その金額が多額もしくは量刑事情が重大な場合、または、その金額が非常に多額もしくは量刑事情が非常に重大な場合においては、「軽く処罰することができる」(383条3項)。ここでは、軽く処罰することには何の問題もない。仮に、本改正が以上の規定を新たに設けなかったとしても、刑の酌量事情として裁判官はこのような裁量を行うことができた。問題になるのは、その刑を減輕または免除することである。本改正の下における刑罰の減輕・免除は、汚職罪の処罰のバランスを著しく崩すものであり、合理性がないと考えられる。前述の量刑事情は刑法総則における一般の規定ではなく、汚職罪における個別の規定であり、特別の寛恕制度に属することになる。よって、著しい処刑の不公平が生じることとなり、疑いもなく汚職犯を「かばう」、「礼遇する」という印象ももたらされることになるであろう。したがって、「その刑を減輕し、または、免除することができる」という383条の改正は、おそらく刑法の平等、公正の精神に反し²⁶⁾、また、汚職犯罪を厳罰化する政策にも反することになるといえ、削除すべきだと考えられる。そのために考えられうる方法としては、「公訴が提起される前に自己の犯罪事実を告げ、真摯に悔悟し、その不正な金銭を積極的に返し、その損害を避け、減少するときに、その者を軽く処罰し、または、その刑を減輕(し、または免除)することができる」という規定を刑法総則におくことがあげられる²⁷⁾。もっとも、その場合には、自首制度との調和

26) 赖早兴「贪污贿赂犯罪规定修正述评—基于〈中华人民共和国刑法修正案(九)草案〉的思考」学习论坛2015年4期(2015)77頁。

27) 周光权・前掲注17)83頁。

を凶る必要がある²⁸⁾。

(2) つづいて、終身刑の合理性、有効性である。終身刑の規定は、汚職罪における死刑の適用を制限すると同時に、重大な汚職犯罪を厳しく処罰することを通じて、罪刑の均衡に適うことになる一方、国民の感情を反映するものである。特殊の無期懲役として、無期懲役と死刑の間の格差を縮小することに資する。

しかしながら、私見によれば、終身刑の加重処罰の効果はかなり限られている。その理由には以下の五点があげられる。第一点は、汚職罪における量刑事情のすべてが、終身刑にかかわるわけではないということである。第二点は、終身刑は無期懲役の言渡ではなく、死刑の執行猶予の言渡を受けた者だけに適用されるのである。第三点は、終身刑は汚職罪における死刑の適用を制限するものとして現れたものである。終身刑が規定された後に、汚職罪における死刑の即決執行の判決はおそらく終焉を迎えるであろうと推測されている。第四点は、終身刑の受刑者が病気に罹っているときに、刑事施設の外の病院または診療所に通院させる権利は、一般の受刑者から排除されていない。そのため、減刑、または仮釈放ができなくても汚職犯は必ずしも「牢死」するわけではない。すなわち、終身刑の受刑者が依然として監獄外で受刑することができる。第五点は、1975年に第7回の恩赦が実施された後、「刑法修正案(九)」の発布日に第8回の恩赦が再び実施された。今回の恩赦の対象は汚職犯に及ばなかった。だが、今後恩赦が活発化するようになれば、その効果が終身刑の受刑者まで及びかねない。したがって、汚職犯罪を厳罰化するという立法者の意思が忘れ去られるか否かは、時間の試練を待たねばわからないのである。

そのほか、終身刑の以下のような消極的な側面を軽視することもできない。まず、刑罰の目的からみると、汚職、取賄罪は職務の身分犯として、その身分が失われた後に、特別予防の目的が実現するであろう。そして、

28) 張旭「也谈〈刑法修正案(九)〉关于贪污贿赂犯罪的修改」当代法学2016年1期(2016)8頁。

終身刑を言い渡すことが非人道的であると疑わざるをえないであろう。受刑者の命が留保されているものの、その生命の意義がほとんど断ち切られるわけである。つづいて、中国における行刑の理念は犯罪者を教育、改善することにある。おそらく、終身刑とその理念の間に齟齬が存するであろう。最後に、責任の視点からみると、殺人、強姦、拉致、奪取などの犯罪は汚職、収賄罪より軽いといえないのに、本改正はなぜ汚職、賄賂罪だけ終身刑を設けたのか。その理由は、おそらく刑事政策的な考慮においてのみ、見出されるに過ぎないであろう。終身刑を個別に設けた実質的な根拠は疑わしいと思われる²⁹⁾。

3. わいせつ罪の改正が我々を困惑させる。

女性に対する強制わいせつ、侮辱罪において、「女性にわいせつ行為をし、または、侮辱した者」という要件が、「他人にわいせつ行為をし、または、女性を侮辱した者」に変更され、罪名が「強制わいせつ、侮辱罪」に改められた。中国における主たる見解によれば、女性に対する強制わいせつ侮辱罪は、選択可能な罪³⁰⁾であり、犯情により、女性に対する強制わいせつ、侮辱罪としても、認定されうる。本改正によって、わいせつ行為の客体が「女性」から「他人」に変更された一方、侮辱行為の客体である「女性」は、変更されることはなかった。疑いもなく、この改正の本来の罪は選択可能な罪という印象を深化するであろう。

29) 钱叶六・前掲注9) 99頁。车浩・前掲注6) 8-9頁。

30) 選択可能な罪は中国刑法における概念である。一部の犯罪における要件が複雑であり、いくつかの行為類型が記述されている。それが概括的に適用され、または、分けて適用されるのである。例えば、女性、児童略取及び誘拐罪は一つの罪であり、その中に女性略取及び誘拐と、児童略取及び誘拐という二つの行為類型が含まれている。女性を略取または誘拐した者は、女性略取及び誘拐罪を言い渡されるのである。児童を略取または誘拐した者は、児童略取及び誘拐罪を言い渡されるのである。女性と児童を略取または誘拐した者は、女性、児童略取及び誘拐罪を言い渡され、それが併合罪ではなく、一罪として扱われるのである。张明楷『刑法学』(法律出版社、3版、2007) 497頁。

これに反して、本改正の罪名に関する司法解釈試案によれば、強制わいせつ、侮辱罪の条文に二つの独立した罪、すなわち、「強制わいせつ罪」、「女性に対する強制侮辱罪」が存在する、という。そして、女性に対する強制わいせつと強制侮辱行為をした場合、それが女性に対する強制わいせつ罪、女性に対する強制侮辱罪という二つの独立した罪にあたるため、その行為が併合罪として扱われる。そうすると新たな罪が選択可能な罪ではないはずであろう。しかしながら、その後正式に公表された司法解釈によれば、新たな罪名は「強制わいせつ、侮辱罪」として確認された。また、最高人民検察院の職員の意見によれば、本罪も選択可能な罪として考えられている³¹⁾。

まず、この新たな罪名が改正された犯罪要件と合致するか否かは問題である。次いで、それが選択可能な罪に当たるか否かという争いがもたらされる。私見によれば、改正前後のいずれの条文も選択可能な罪ではない。女性に対する強制わいせつ行為と女性に対する侮辱行為は実際に区別しがたい。無理に区別する理由は不明であるし、その結論も不合理である³²⁾。本条における「わいせつ」と「侮辱」のは同義である³³⁾。なぜなら、他人の性的自己決定権を侵害して他人の羞恥心を生じさせる行為であるからである。したがって、男性若しくは女性に強制的にわいせつ行為をし、または、女性に対して強制的にわいせつ若しくは侮辱をした場合、そのいずれも「強制わいせつ、侮辱罪」として認定するのが妥当である。すなわち、女性に対する強制わいせつと強制侮辱行為をした場合、それが女性に対する強制わいせつ、侮辱罪という一つの罪にあたるため一罪として扱われる。

31) 宋丹「解读“两高”关于罪名补充规定(六)」『检察日报』2015年11月23日付朝刊2015年11月23日3。

32) 张开骏「选择性罪名的确定与适用」『上海法治报』2014年10月8日付A(6)。

33) 谢望原、张宝「〈刑法修正案(九)〉的亮点与不足」苏州大学学报（哲学社会科学版）2015年6期（2015）75頁。

4. 女性、児童の人身を買い受ける罪の改正は、必ずしも期待通り実現できない。

略取、誘拐された女性、児童の人身を買い受ける行為の刑事責任について、従来の規定によれば、「略取、誘拐された女性、児童を買い受けた者は、その女性の意思に従い、その元居住地に戻ることを妨げず、その児童を虐待せず、その救出を妨げなかった場合に、その者の刑事訴追をしないことができる」とあった。改正後の条文によれば、「略取、誘拐された女性、児童を買い受けた者は、その児童を虐待せずその救出を妨げなかった場合に、その者を軽く処罰することができる。その女性の意思に従い、その元居住地に戻ることを妨げなかった場合に、その者を軽く処罰し、又は、その刑を減輕することができる」と、規定された。行為者に対して、従来の「条件付で訴追しない」という文言が、本改正によって「すべて訴追する」に変更された。その理由は刑事処罰を加重することを通じて、刑法の処罰機能と予防目的を發揮することにある。

審議の段階においては、本条文を改正するか否かについて、激しい議論が交された。実際のところ、「条件付で訴追しない」と「すべて訴追する」という立場のいずれかが現実にふさわしいか、ということについて目下、実証的な研究は存在しないのである。また、女性、児童の人身を買い受けるといった状況が生じる背景には、おそらく深刻な社会問題が存するであろう。「最良の社会政策は最良の刑事政策である」(リスト)。それゆえ、例えば、社会、経済の水準を高めること、一人っ子政策を改めること、被害者を生まないように啓発を行うなどの政策のほか、被害者を救出するための取り締まり強化が、法制度上は、より有効な措置であろう。それに対して、刑法改正は確かに処罰欲求に応えるものであるが、必ずしもそのような犯罪予防は期待どおり実現できない。更にいえば、期待と逆の効果が生じるかもしれない³⁴⁾。

立法論上の私見によれば、「その者を軽く処罰し、その刑を減輕し、ま

34) 車浩・前掲注6) 6-7頁。周光权・前掲注17) 81頁。

たは、免除することができる」に改めるほうがよいであろう。すなわち、以上の両者の立場の折衷説を採って、犯人を軽く処罰する方法を留保することを通じて、より弾力的に対応することを可能にするのである。また、これによって、おそらく中止犯にみられるように、略取、誘拐された女性、児童などの被害者が救出される可能性が高くなり、被害者にとって比較的有利となりうるかもしれない。

5. 虐待罪と危険運転罪の改正はまさに立法者の近目を反映するものである。

(1) 中国刑法には虐待罪が存する。その行為主体と客体は、「家族」に限られている。しかしながら、それでは社会のニーズと一致しないため、虐待罪の処罰範囲を拡大する必要があると思われる。それゆえ、「被後見人、被看護人に対する虐待罪」を新たに規定することは、この意味では、正当なものである。もっとも、この改正は不十分である。改正後の規定によれば、現実にはなおいくつかの虐待行為が規制の対象となっていない。例えば、雇い主が使用人を虐待したり、コーチがスポーツ選手を虐待したり、教官が兵士を虐待したり、集合寮においてルームメートを虐待する場合に、処罰の間隙が生じる。立法論から見ると、虐待罪は、虐待行為の本質・特徴をほとんど包括できるため、新たな罪を設ける必要はないであろうが、虐待罪の「家族」という文言を「他人」に改正して、他の虐待行為を全面的に規制することが考えられる。2012年に、中国では、幼稚園の保育士が児童を虐待するという事件が連続的に発生したことを受け、学者によって、虐待行為に関する法規制について、深い考察がなされているが³⁵⁾、本改正は、その意見を十分に反映したものではない。

(2) 危険運転罪における「道路において車両（自動車、原動機付自転車のみ）を運転して相互に追跡する形で競争し」、「道路において酒気を帯び

35) 张开骏「虐待行为的刑法规制—由“幼师虐童案”引发的思考」云南大学学报（法学版）2013年5期（2013）70-76頁。

て車両を運転する場合」などの二種類の行為態様に加えて、二つの新たな行為態様が規定された。すなわち、「スクールバスの業務若しくは旅客の運送に従事し、乗客の定員をこえて搭乗させ、又は深刻に最高速度をこえて進行する場合」、及び、「危険な化学薬品の安全管理に関する規定に違反してそれを運送し、公共の安全に危害を及ぼした場合」である。したがって、交通犯罪の処罰範囲が拡大され、社会の発展に伴う処罰欲求にも応えることができた。実は、「刑法修正案(八)」において本罪を新たに規定するときに、学界では、類似の立法の意見がすでに公表されていた。遅ればせながら、本改正が新たな二つの行為態様を規定したわけであるから、当時の改正は慎重に過ぎたものといえよう。しかしながら、本改正はただ一歩小さく踏み出しただけであって、なおも学者によって公表された他の危険運転罪に関する行為態様の提案を受け入れていない。例えば、麻薬使用後の運転行為、高速道路で方向指示器を利用せずに車線を変更し、車を停止し、後退させ、または転回する行為、貨物の運送に従事する場合の過積載行為、スピード違反行為が、それである³⁶⁾。もちろん法改正にあたっては、一定の法的安定性を維持すべきである。しかしながら、立法に臆病になり過ぎることによって、現実の状況に充分に対応できないという事態もたらされることもまた問題である。目下、中国社会の転換期に我々は、刑法改正を時代とともに進展させ、法改正を通じて、新たな社会規範を形成していくべきである。前回の刑法改正において飲酒運転が犯罪化されて以降、良好な社会効果がもたらされたことは、まさにその一例である。

五 結びに代えて

「刑法修正案(九)」における多くの改正は、現在の中国社会の現状を反映するものである。テロ活動や汚職罪を厳罰化したことも、世界の潮流に適うものであって、積極的な意義があると考えられる。もちろん、本改正に

36) 周光权・前掲注17) 82頁。

は不足箇所、あるいは誤りのある箇所も存在する。一部の改正の実際的な効果については、司法実務の実践と時間の試練を経なければわからない。また、刑法改正は、その構想、技術、内容、手続など、多くの側面に係るものである。中国のある学者がいったように、刑法改正はまさに「一つの科学や芸術の分野」である³⁷⁾。現実に刑法改正を反映させると同時に、将来をみすえるためにはどうすればよいのかを探っていくこと、そして、ローカル化とグローバル化を融合すること、また、法改正の厳正さを維持しつつ、科学化と理性化をはかることは、中国において研究を要する重要な課題である。

37) 趙秉志「积极促进刑法立法的改革与完善」法学2007年9期（2007）3頁。